

上田市日本遺産推進協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、上田市日本遺産推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、上田市の歴史文化の特色である晴天率が高く降水量が少ない風土の中で育まれた文化を物語る日本遺産を通じ、文化遺産の保護、観光振興、まちづくり等を行うことで、地域活性化につなげることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報発信、人材育成に関すること
- (2) 普及啓発に関すること
- (3) 調査研究に関すること
- (4) 公開活用のための整備に関すること
- (5) 『日本遺産を通じた地域活性化計画』の評価、検証に関すること
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組 織)

第4条 協議会は、別表に記載する団体で構成し、各団体から選出された者が構成員となる。

2 構成員の任期は3年とし、補欠構成員の任期は前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、上田市長をもって充てる。

3 副会長の内、1名は上田市教育長を充て、他の1名及び監事は、会長が指名する。

(オブザーバー)

第6条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、その専門性等を考慮し、必要な個人または団体を会長が指名する。

3 オブザーバーは、会長の求めにより、会議に出席し、意見を述べることができる。

(職 務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、業務の執行状況及び会計について監査する。

(会 議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集することとし、会長は、会議を主宰する。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。尚、オブザーバーは議決権を持たない。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(財 務)

第9条 協議会の運営及び事業実施に要する経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 協議会の運営及び事業実施のため、上田市政策企画部交流文化スポーツ課に事務局を置く。

(解 散)

第11条 協議会は、所期の目的を達した時、構成員の総意に基づき、解散するものとする。

(委 任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、協議会の設立の日から施行する。

2 令和2年度の会計年度は、第9条第2項の規定に関わらず、協議会の設立の日から令和3年3月31日までとする。